



県 章

# 滋賀県公報

平成 24 年 ( 2012 年 )  
8 月 1 日  
号 外 ( 2 )  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	3

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成23年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年 8 月 1 日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
"	平	居	新 司 郎
"	山	田	実
"	谷	口	日 出 夫

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
西部県税事務所	平成24年 6 月 8 日・7 月 6 日
南部県税事務所	平成24年 5 月21日・7 月 6 日
中部県税事務所	平成24年 6 月 1 日・7 月 6 日
東北部県税事務所	平成24年 5 月22日・7 月 6 日
自動車税事務所	平成24年 6 月 8 日・7 月 6 日
南部環境事務所	平成24年 5 月21日
甲賀環境事務所	平成24年 6 月 4 日
東近江環境事務所	平成24年 6 月 1 日
湖東環境事務所	平成24年 6 月 6 日
湖北環境事務所	平成24年 5 月22日
高島環境事務所	平成24年 5 月29日
西部・南部森林整備事務所	平成24年 6 月13日
甲賀森林整備事務所	平成24年 6 月 4 日
中部森林整備事務所	平成24年 6 月18日
湖北森林整備事務所	平成24年 6 月12日
南部健康福祉事務所	平成24年 5 月21日・7 月 6 日
甲賀健康福祉事務所	平成24年 6 月 4 日・7 月 6 日
東近江健康福祉事務所	平成24年 6 月 1 日・7 月 6 日
湖東健康福祉事務所	平成24年 6 月 6 日・7 月 6 日
湖北健康福祉事務所	平成24年 5 月22日・7 月 6 日
高島健康福祉事務所	平成24年 5 月29日・7 月 6 日
大津・南部農業農村振興事務所	平成24年 6 月 5 日
甲賀農業農村振興事務所	平成24年 6 月14日
東近江農業農村振興事務所	平成24年 6 月18日

湖東農業農村振興事務所	平成24年 6 月15日
湖北農業農村振興事務所	平成24年 6 月12日
高島農業農村振興事務所	平成24年 6 月11日
大津土木事務所	平成24年 6 月13日
南部土木事務所	平成24年 6 月 5 日
甲賀土木事務所	平成24年 6 月14日
東近江土木事務所	平成24年 6 月18日
湖東土木事務所	平成24年 6 月15日
長浜土木事務所	平成24年 6 月12日
高島土木事務所	平成24年 6 月11日
東京事務所	平成24年 5 月25日

(注) 平成24年 7 月 6 日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 南部県税事務所

個人事業税において、賦課誤りにより494,100円(平成19年度から平成22年度)を還付し、還付加算金として60,600円を支出している事例が認められたので、今後は適正な課税事務の執行に努められたい。

#### 東北部県税事務所

職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて674,575円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 西部・南部森林整備事務所

栗原県営林盗伐損害賠償求償金において、平成24年 3 月末日現在、2,600,800円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

#### 南部土木事務所

河湖占用料等について、平成24年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ459,929円増加し、1,108,012円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 湖東土木事務所

河湖占用料等について、平成24年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ208,262円増加し、461,336円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 長浜土木事務所

河湖占用料等について、平成24年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,177,203円増加し、1,488,703円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 高島土木事務所

河湖占用料について、平成24年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,292,500円増加し、2,303,500円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係( 8 件 )

- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料、契約解除に伴う前払金余剰金等について収入未済の解消を求めるもの(南部県税事務所、中部県税事務所、南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、甲賀土木事務所、湖東土木事務所)

#### (1) 支出関係( 1 件 )

- ・支払いの時期が遅延しているもの(自動車税事務所)

(ウ) 契約関係( 8 件)

- ・分割発注等発注方法が適当でないもの(甲賀土木事務所)
- ・仕様書の積算誤りがあるもの(長浜土木事務所)
- ・仕様・図面の不備なもの(高島農業農村振興事務所)
- ・予定価格が適正に作成されていないもの(南部土木事務所、長浜土木事務所)
- ・随契理由およびその事務処理が適正でないもの(大津土木事務所、湖東土木事務所)
- ・検査・検収が適正になされていないもの(長浜土木事務所)

(エ) 工事関係( 2 件)

- ・事業計画または設計内容等が適当でないもの(南部土木事務所)
- ・設計変更の理由、時期、手続が適切でないもの(湖東土木事務所)

(オ) 財産関係( 8 件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの(中部森林整備事務所、東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、湖東農業農村振興事務所、大津土木事務所、南部土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所)

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係( 8 件)

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの(西部県税事務所、東北部県税事務所、自動車税事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、大津土木事務所、東近江土木事務所)
- ・契約解除に伴う違約金および約定利息について、収入未済の解消を求めるもの(長浜土木事務所)

(イ) 支出関係( 3 件)

- ・諸手当の支給を誤っているもの(西部県税事務所、大津土木事務所)
- ・旅費の支給を誤っているもの(東北部県税事務所)

(ウ) 工事関係( 2 件)

- ・工事関係の事務処理が適正でないもの(高島農業農村振興事務所、甲賀土木事務所)

(エ) 財産関係( 1 件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの(湖北環境事務所)

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

.....

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年 8 月 1 日

滋賀県監査委員	宇	賀	武
”	平	居	新 司 郎
”	山	田	実
”	谷	口	日 出 夫

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	社会福祉法人近江兄弟社地塩会
監査執行年月日	平成23年11月21日
監査結果報告年月日	平成24年 2 月22日

## 監 査 の 結 果

軽費老人ホーム事務費補助金について、補助基本額の積算根拠となるホーム利用人員の取扱を誤っていたため、662,000円の過大交付を受けている事例が認められたので、速やかに補助金返還手続を講じるとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき「社会福祉法人近江兄弟社地塩会」が講じた措置の内容

監査の指摘を受け、平成22年度軽費老人ホーム事務費補助金の対象となった入所者の収入認定について再確認した。

また、指摘のあった入所者が介護老人保健施設へ入所していた事例に加え、実績報告の再処理を行う過程において、別の入所者に一時所得があったことにより階層区分が上がる事が判明した事例があったことから、合わせて1,349,000円の補助金が過収入となり、平成24年3月21日に同額を返還した。

今後は関係法令を遵守し、補助金申請事務において疑義が生じた場合は、県担当課に照会するとともに、収入認定事務にあたっては入所者等に十分確認するなどし、再発防止に努めることとしている。

## 当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (健康福祉部医療福祉推進課)

平成24年2月14日に再提出された実績報告書に基づき、当該補助金の額の再確定を行うとともに、超過交付となった1,349,000円の納付を通知し、平成24年3月21日に同額を収納した。

今後も、適切な収入認定事務が行われるよう指導に努める。

## 監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成24年2月22日
監 査 の 意 見	
(1) 保有土地の早期活用に向けた取組について(滋賀県土地開発公社)	
土地開発公社の保有土地のうち、竜王岡屋地区(59.2ha)および瀬田地区(40.1ha)は、保有土地全体(130.6ha)の4分の3を占め、取得後の期間が最も長いもので40年以上に及んでいる。	
竜王岡屋地区は、平成20年7月にようやく工業団地として開発を進めることとされ、公社では事業化に向けて取り組まれているが、環境影響評価や文化財調査に時間を要し、分譲開始は平成27年度の予定である。	
めまぐるしく変化する社会経済情勢の中にあつて、企業誘致には企業のニーズに即応した速やかな用地提供等が求められることから、時機を逸することがないように、一層スピード感をもって開発事業に取り組まれない。	
一方、瀬田地区については、びわこ文化公園都市基本計画に基づき、公共施設用地等としての整備が順次進められてきたものの、なお広大な土地が長期間未利用のままとなっている。当該地は保安林や残地森林が大半を占め、また、公図混乱地であることや未買収地が虫食い状に存在するなど利活用への課題は多いものの、現在、県において当該地域の将来ビジョンが検討されているところでもあり、少なくとも土地の管理者として公図混乱地の解消や境界確定作業を着実に進めるなど、将来の土地利用に向けた条件整備に鋭意努められたい。	
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社」が講じた措置の内容	
竜王岡屋地区については、県と協議を重ね、平成20年度から工業団地として開発すべく関係機関と調整を行い、併せて、諸調査を実施しているところである。	
こうした中、平成23年度には県および竜王町と更なる協議検討を進め、前年度に引き続き環境影響評価調査を行うとともに、文化財調査、基本設計等を実施した。平成24年度は環境影響評価業務を完了し、平成25年度からの造成工事着手に向けた実施設計等を実施し、早期の完成に努めているところである。	
一方、瀬田地区については、びわこ文化公園都市基本計画に基づく将来の土地利用に向けて、平成23年度には航空写真測量を実施した。引き続き平成24年度は、境界確定のための用地調査を完了するとともに用地測量に着手し、土地利用にかかる条件整備を行うこととしている。	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総合政策部企画調整課)	
公社の保有土地の早期活用については、平成22年3月に「滋賀県土地開発公社改革中期方針」を示し、公社経営の健全化や長期保有地の処理とその利活用の促進を含めた中期的な取り組み方針を定め、公社ではその具体化を図るため、同年5月に「滋賀県土地開発公社中期経営計画」を策定、継続的経営改善を図っている。	
今後も、監査委員からの御意見を踏まえ、公社と堅密に連携し、長期保有地の利活用検討を含む公社業務の課題整理・検討を進めたうえで、平成25年度を目途に公社のあり方方針の策定を進めていく。	

監査結果報告年月日	平成24年2月22日
監査の意見	
<p>(2) 中期経営(改善)計画の実効性の確保について(財団法人滋賀県環境事業公社、社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社)</p> <p>両造林公社では、平成23年9月に長期の経営見通しおよび目標に関する「長期経営計画」と、その目標を達成するために必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する「中期経営改善計画」を策定し、取組を進めているところである。</p> <p>しかしながら、中期経営改善計画は、年度ごとに定めた数値目標等の達成に向けた具体的な行動計画や作業行程が定かでなく、例えば、伐採収入の計画に関する木材販売の仕組みづくりや、分収割合の変更契約に向けた取組などの詳細が明らかになっていない。</p> <p>中期経営改善計画の推進に当たっては、これらを含む具体的かつ詳細な道筋を明らかにするとともに、これに則して実効ある行動を積み重ね、責任をもって年度ごとの目標を着実に達成されたい。</p> <p>また、環境事業公社においては、平成23年10月に県が示した「クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に基づく「中期経営計画」を作成中であるが、目標達成のための具体的かつ詳細な道筋を明らかにするとともに、現実的で実効性の高い計画の策定に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容	
<p>公社においては、昨年10月17日付けで県が策定した「クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に基づいて、平成24年3月に平成24年度から28年度までの5年間を対象期間とした「中期経営計画」を策定し、今年度からこれに基づいた経営管理に取り組んでいる。</p> <p>当該計画の策定にあたっては、現実的かつ実効的な内容とするべく、地元区・市へ説明を行ない、了解を得るとともに、民間コンサルタントに支援を受けながら対象期間における経営状況のシミュレーションを綿密に行ない、計画終了時における最終目標達成の道筋となる年度毎の数値目標を明確に示しているところである。</p> <p>さらに、計画の進捗状況を厳格にチェックしていくため、外部有識者に顧問ないしはアドバイザーとして経営参画を求めるなどの措置を講じていくこととしている。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部循環社会推進課)	
<p>公社における「中期経営計画」の策定にあたり公社内に設置された「中期経営計画策定委員会」に当課職員も参画し、計画の実効性確保へ向けた助言を行った他、地元区・市への説明に際しては当課職員も説明にあたり、地元の理解促進を支援した。</p> <p>併せて、本年5月16日に開催された県議会環境・農政常任委員会で、当該計画の概要について報告を行ったところである。</p> <p>また、計画の進捗管理については、当課においても厳格に実施の上、県議会への報告を行っていく所存である。</p>	
当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容	
<p>長期経営計画および中期経営改善計画に基づき、一層の経営合理化等を図るため、平成24年3月1日に社団法人滋賀県造林公社が財団法人びわ湖造林公社を吸収合併し、一つの造林公社として新たなスタートを切った。</p> <p>中期経営改善計画の推進に当たっては、木材の生産・販売に取り組む素材生産チームや分収造林契約の変更・解約に取り組む地域協議交渉特別チームを部門横断的に編成するなど効果的な事業推進に努めているとともに、平成24年4月には事務局機能を強化するため、森林管理、契約管理、営業および総務・企画開発の各部門に改編したところである。</p> <p>また、中期経営改善計画の実施状況等については、平成24年6月に設置した外部有識者で構成する経営評価委員会による意見を踏まえた評価を行い、この評価結果を事業や計画の見直し等に反映するPDCAサイクルによる進行管理を行うこととしている。</p> <p>評価結果を反映させた具体的な取組を毎年度の事業計画に盛り込むことにより、中期経営改善計画の目標達成に向け鋭意取り組んでいく。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)	
<p>中期経営改善計画の推進に当たり、造林公社に対し、計画の目標達成のため実効ある取組がされるよう適宜必要な指導または助言をしている。</p> <p>木材販売の仕組みづくりについては、平成24年4月に県産材流通推進室を設置するとともに、造林公社との連携も視野に入れ、滋賀県森林組合連合会、木材市場、製材工場等が進めている県内の木材流通体制の整備に</p>	

対し必要な支援をしているところである。

また、分収造林契約の変更・解約については、造林公社に対し、土地所有者に十分な説明を行い、その理解を得つつ進めるよう指導している。さらに、造林公社が実施する中期経営改善計画の実施状況等に対する評価結果については県に報告を求め、計画の目標達成のため必要な指導または助言を行うとともに、評価結果ならびに県の指導または助言について県議会に報告することとしている。

監査結果報告年月日	平成24年2月22日
監査の意見	
(3) 理事会の役員構成等の見直しについて（財団法人滋賀県環境事業公社、社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社）	
各公社理事会の役員構成は、県と市町の首長や職員の充て職によるものが多くを占め、これら役員本人の理事会出席は4分の1程度と低い状況にある。	
こうした状況では、経営責任を負うべき理事としての責務が十分果たされず、法人の経営方針や事業計画、予算決算等の重要事項を議論し決定する理事会のガバナンス機能を著しく弱めることになりかねない。	
については、経営改善について活発な議論が求められる折から、各理事自らが主体的に経営改善や将来計画の実現に責任をもって取り組む体制となるよう、それぞれの専門的知識を有する者や実務の責任者、企業経営で実績のある者などの人材も加えるなど、理事会の構成と理事の選任について、あらためて検討されたい。	
当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容	
公社においては、平成25年4月を目途に新公益法人制度へ移行するべく、本年4月に公社内に外部有識者を交えた「新法人移行準備委員会」を設置し、移行準備を進めているところである。	
この委員会の中で、移行を機に、新法人の理事会が業務執行機関として適切かつ有効な機能を確保するために必要な機関設計、ならびに人員構成について検討を進めているところである。	
併せて、将来的な民間有識者の役員登用についても検討していくこととしている。	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（琵琶湖環境部循環社会推進課）	
新公益法人移行へ向け公社内に設置された「新法人移行準備委員会」に当課職員も参画し、検討段階から適切な理事会の構成と理事の選任に向けた支援に努めているところである。	

当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容	
林業経営や木材流通等の専門的知識を公社経営に活かすため、平成24年4月から、森林・林業に関し優れた識見を有する3人の理事を新たに選任したところである。	
また、公益法人制度改革に伴う新公益法人に移行後の理事会については、引き続きこれらの有識者を理事として選任するとともに、理事会のガバナンス機能が適切に発揮できるよう行政関係の理事を含め理事会構成を見直すこととしている。	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容（琵琶湖環境部森林政策課）	
公益法人制度改革に伴う新公益法人に移行後の理事会については、理事会のガバナンス機能が適切に発揮できるよう理事会構成を見直すことを指導している。	

監査結果報告年月日	平成24年2月22日
監査の意見	
(4) 滋賀県障害者スポーツ協会のあり方について（滋賀県障害者スポーツ協会）	
障害者スポーツ協会は、本県における障害者スポーツの振興・普及に重要な役割を果たしているが、設立以来法人格を持たない任意団体として運営されている。	
しかし、協会の決算規模は平成22年度で約6千6百万円と任意団体としては比較的規模が大きく、また、財源の9割以上を県からの補助金と委託料に依存していることを考えると、現行の組織体制は、補助金等の執行管理や社会的な信用力確保の点で必ずしも万全とはいえない面がある。	
については、協会の将来を展望しつつ、補助金等の適正な執行管理を担保し、事業効果の一層の発現を期すとともに、信用力を一層高めて企業等からの賛助をより得やすくするため、法人化の検討を含め、組織体制のあり方を県とともに検討されたい。	
当該監査の意見に基づき「滋賀県障害者スポーツ協会」が講じた措置の内容	
補助金等経費の執行に当たっては、県の規則等に準じ適正な執行管理に一層努めているところである。	

また、当協会の事業は、約200名の指導員・協力員等ボランティアの協力によるところが大きく、組織体制のあり方については、これまで密接に連携を図ってきた県とともに、全国における法人化の動向も注視しつつ将来のあるべき姿を研究していきたい。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (健康福祉部障害福祉課)

滋賀県障害者スポーツ協会は、これまでから県との密接な連携の下で事業推進しており、協会の将来の組織体制のあり方については、他府県の動向にも留意しつつ研究していくこととしている。

監査結果報告年月日 平成24年2月22日

監 査 の 意 見

(5) 資金運用のルールづくりについて(財団法人国際湖沼環境委員会、財団法人淡海環境保全財団)

国際湖沼環境委員会は基本財産の一部を、また、淡海環境保全財団は特定資産の一部を30年という超長期の外国債券で資金運用をしており、平成22年度決算では各々多額の評価損が計上されている。

いずれも過去に購入されたものであるが、こうした資金運用はリスクが高く、法人の経営に重大な影響を与えることも考えられ、とりわけ、県出資金や寄付金などの公的な資金は安全、確実に運用すべきである。

ついては、健全な財務運営を維持するため、預金や国債、地方債、政府保証債以外で運用する場合は、厳格なガイドラインを策定するとともに、理事会等のガバナンスが確実に働く仕組みを検討するなど、安全な資金運用に万全を期されたい。

当該監査の意見に基づき「財団法人国際湖沼環境委員会」が講じた措置の内容

平成24年3月14日に開催された第84回理事会において、資金運用にあたっての方針を定め、安全な資金運用に万全を期することとした。また、資金の運用事務手続きには、理事長決裁を経る仕組みを構築した。なお、資産運用規則については、公益財団法人への移行後に改めて制定することとした。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部環境政策課)

財団の基本財産等資金の安全・確実な運用を行うため、資金運用に関する規程等を定めるよう指導を行うとともに、今回策定された資金運用方針の内容を確認した。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人淡海環境保全財団」が講じた措置の内容

平成24年3月28日に開催された第76回理事会において、資金運用にあたっての規程を定め、安全な資金運用に万全を期することとした。また、資金の運用事務手続きには、理事長決裁を経ることや理事会への報告を行う仕組みを構築した。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部環境政策課)

財団の基本財産等資金の安全・確実な運用を行うため、資金運用に関する規程等を定めるよう指導を行うとともに、今回策定された資金運用規程の内容を確認した。

監査結果報告年月日 平成24年2月22日

監 査 の 意 見

(6) びわ湖大花火大会の協賛金確保等について(びわ湖大花火大会実行委員会)

びわ湖大花火大会は、平成23年度で28回を数え本県を代表する夏の一大観光イベントとして定着しているが、花火大会に対する企業等からの協賛金は10年前と比べて3割近く減少する一方、経費は安全警備費を中心に増加し、有料観覧席の収益拡大等で何とか維持しているものの、収支は極めて厳しい状況にある。

県・市補助金や有料観覧席の収入にも限界があることから、このままでは継続開催が危くなる恐れがあり、企業等からの協賛金の一層の確保が求められる。

開催当日は、30万人以上の集客により関係事業者には一定の受益が見込まれることから、今後、実行委員会が一丸となって、さらに幅広く協賛を働きかけるなど、花火大会を安定的に継続開催するための取組を一層進められたい。

また、協賛者にとっても魅力やメリットが感じられるような大会運営となるよう創意工夫に努められたい。

当該監査の意見に基づき「びわ湖大花火大会実行委員会」が講じた措置の内容

平成24年度びわ湖大花火大会の開催に当たっては、経済情勢は大変厳しい状況にあるが、既協賛企業への協賛金増額要請はもとより、新規協賛企業の開拓にも鋭意取り組んでいるところである。さらに、今年度よりびわ湖大花火大会実行委員会の構成団体として新たに地元大津商工会議所の参画を得、市内企業等からの一層の協賛金確保に努めている。

協賛による魅力やメリットについては、協賛金額に応じて、新聞花火大会特集版、ホームページ、プログラム等において企業名の掲載などを行うこととしているが、今年の大会より、上記媒体において協賛を通じた社会貢献へのメッセージを新たに加えて表現する工夫を行うこととした。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 ( 商工観光労働部観光交流局 )

花火大会開催に伴う警備費等の増大により、花火大会運営に係る収支状況が一段と厳しくなる中、県も実行委員会の一員として、平成23年度から職員が自ら企業等を回り、協賛金確保に努める取組を開始したが、平成24年度については、既協賛企業への協力継続をお願いするだけでなく、新規企業等を訪問し、協賛先を新たに確保することで、協賛金確保・増加に向けた取組を強化した。

\* 措置の内容に記載している団体名等組織名称は報告時点のもの